（様式第3－２号）

**共同研究契約書**

中村学園大学・中村学園大学短期大学部（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（共同研究の実施）

1. 甲、乙は次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。
2. 研究題目
3. 研究目的
4. 研究内容
5. 研究期間　　研究経費が納付された日から　　　　　　年　　　　月　　　　日までとする。
6. 共同担当者

（研究経費）

1. 乙は、本共同研究のために要する費用を負担するものとする。費用の額は、直接経費（機器備品費、消耗品費、旅費交通費、手数料・報酬）と管理手数料（水光熱費、減価償却費、事務経費等当該研究に間接的に要する経費）の合計金額とし、乙は本契約締結日の翌日から起算して20日以内に甲の指定する銀行口座に納付しなければならない。

２ 甲は、乙が納付した研究経費は、これを返還しないものとする。ただし、やむを得ない理由により本共同研究を中止する場合において甲が必要と認めたときは、乙が負担した未支出の範囲内においてその全部又は一部を返還することがある。

（設備等の帰属）

1. 研究経費により甲が取得した設備等は甲に帰属するものとする。

（研究成果の公表）

1. 甲は、本共同研究完了の翌日から起算し2か月以降本共同研究によって得られた研究成果について発表若しくは公開する（以下「研究成果の公表等」という。）。ただし、研究成果の公表等が求められる大学の社会的使命を踏まえ、乙の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。

２ 前項の場合、甲は、研究成果の公表等を行おうとする日の2か月前までにその内容を書面にて乙に通知しなければならない。また、甲は特段の理由がある場合を除き、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示しなければならない。

３ 乙は、前項の通知の内容に、発表若しくは公開されることが将来期待される利益を著しく侵害する恐れがあると判断されるときは、公表の内容及び方法等について協議するものとする。

４ 第2項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して　　年間とする。ただし、乙甲協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（情報交換）

1. 甲及び乙は、本共同研究開始に先立ち、又本共同研究の実施期間中においても、本共同研究に必要な情報、資料等を無償で開示又は相互に提供するものとする。ただし、第三者との契約により、秘密保持義務を負っているものについてはこの限りではない。

（知的財産権の帰属）

1. 本共同研究を実施することにより得られる知的財産権は甲乙の共有とし、持ち分は均等とする。なお、出願については、別途締結する共同出願契約に従うものとし、出願手続・維持管理に要する費用は、甲乙が均等に負担するものとする。

（秘密の保持）

1. 甲及び乙は、本共同研究の実施にあたり相手方から開示又は提供を受けた相手方の技術上若しくは営業上の一切の情報（以下「機密情報」という。）について、第1条の研究担当者以外に開示又は漏洩してはならない。また甲及び乙は、開示又は漏洩した情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。
2. 相手方から開示を受け又は知り得た際、その機密情報が既に公知となっていた場合
3. 相手方から開示を受け又は知り得た際、既にその機密情報を自己が所有していたことを証明できる場合
4. 当該機密情報の開示について相手方から書面による同意を得ている場合
5. 当該機密情報について相手方から開示を受け又は知り得た後に自己の責によらず公知となった場合
6. 当該機密情報が正当な権限を有する第三者から適法に取得したものである場合

２ 前項の有効期間は、第2条の本共同研究開始日から研究完了後　　年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（反社会的勢力でないことの表明・確約）

1. 甲及び乙は、本契約締結時に、自己及び役員その他これに準ずる者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

２ 甲及び乙は、相手方及び相手方が所属する機関等のその役員その他これに準ずる者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合において、本契約を解除された相手方は、当該解除により発生した自己の損害を相手方に請求できないものとする。

1. 前項に掲げる反社会的勢力に該当すると認められるとき
2. 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為等を行い、又は第三者にこれらの行為を行わせたとき

（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、第1条第4号に規定する期間とする。

２ 本契約の失効後も、第3条から第7条まで、第11条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議事項）

1. 中村学園大学（含む短期大学部）共同研究内規及び本契約に定めない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）

1. 本契約に関して紛争が生じた場合は、甲の所在する福岡地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ各1通を保管するものとする。

　　　　年　　　　月　　　　日

甲　　福岡市城南区別府5丁目7番1号

中村学園大学

中村学園大学短期大学部

学　長　　久　保　　千　春

乙　　住　所

企業名

代表者